

旅館業法施行条例の一部改正について

平成30年 5月
インバウンド・宿泊戦略室

1 改正理由

旅館業法等の改正に伴い、旅館業の施設の構造設備及び衛生措置の基準を変更し、並びに旅館業の業務の適正な運営の確保等に必要な事項を定めるため、所要の改正をしようとするものである。

2 改正経緯

(1) 旅館業法の一部を改正する法律の施行に伴う規制緩和

旅館業の健全な発達を図り、公衆衛生及び国民生活の向上に寄与するため、旅館業法が改正され、ホテル営業及び旅館営業の営業種別を統合して規制緩和が図られた。

また、旅館業法に基づく「旅館業法における衛生等管理要領（厚生労働省大臣官房生活衛生・食品審議官通知）（以下「通知」という。）」が改正され規制緩和が図られた。

これらに基づき、標記条例について、通知の改正に準じ、施設の構造基準、衛生基準等について所要の改正を行う。

(2) 住宅宿泊事業法等に準じた旅館業の業務の適正な運営の確保等

住宅宿泊事業法等において、住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関し、外国人旅客である宿泊者の快適性及び利便性の確保に関する措置等が講じられた。これらに準じ、旅館業においても同様の措置を講じる。

3 改正概要

(1) 構造設備の基準の改正（第2条関係）

ア 旅館業法の改正に伴い、ホテル営業と旅館営業の基準を統合する。

イ 通知に準じ、旅館・ホテル営業、簡易宿所営業及び下宿営業のそれぞれについて、玄関帳場の面積要件の撤廃その他の基準の緩和を行う。

(2) 衛生措置の基準の改正（第3条関係）

旅館業法の改正に伴い、ホテル営業と旅館営業を統合するほか、所要の規定の整備を行う。

(3) 住宅宿泊事業法等に準じた旅館業の業務の適正な運営の確保等

ア 題名の変更及び目的規定の追加（題名・第1条関係）

旅館業法から委任された事項以外についても新たに規定することから、題名を「奈良県旅館業の業務の適正な運営の確保等に関する条例」とするとともに、目的規定を新たに規定する。

イ 旅館業の業務の適正な運営の確保等に必要な事項を以下のとおり定める。

(ア) 営業者の努力義務（第6条関係）

(イ) 外国人観光旅客である宿泊者の快適性及び利便性の確保（第7条関係）

(ウ) 周辺地域の生活環境への悪影響の防止に関し必要な事項の説明（第8条関係）

(エ) 苦情等への対応（第9条関係）

(オ) 旅館業の業務を適切に実施するための体制整備（第10条関係）

(カ) 知事への定期報告（第11条関係）

(キ) 営業者の公表（第12条関係）

4 施行期日等

(1) 公布の日から施行する。ただし、3の(3)のイの一部については、平成30年10月1日から施行する。

(2) 所要の経過規定を置く。